

以下の内容は、平成 29 年 5 月 10 日の適時開示資料「単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」のうち、Q&A集を抜粋したものです。

## 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### < 目 次 >

[Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。](#)

[Q 2 株式併合とはどのようなことですか。](#)

[Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。](#)

[Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。](#)

[Q 5 受け取る配当金額への影響はありますか。](#)

[Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。](#)

[Q 7 今後の具体的なスケジュールを教えてください。](#)

[Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。](#)

[Q 9 株主優待制度はどうなりますか。](#)

[その他 単元株式数の変更及び株式併合に関するお問合せ先](#)

**Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。**

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

**Q 2 株式併合とはどのようなことですか。**

A 2 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

**Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。**

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

**Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。**

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様にご所有の当社株式数は併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

**Q 5 受け取る配当金額への影響はありますか。**

A 5 株主様にご所有の当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

**Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。**

A 6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,581株	1個	316株	3個	0.2株
例②	1,000株	1個	200株	2個	なし
例③	997株	0個	199株	1個	0.4株
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	498株	0個	99株	0個	0.6株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例①、③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成29年11月にお支払いすることを予定しております。

また、株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑥の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

なお、効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的な手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）までお問合せください。

**Q 7 今後の具体的なスケジュールを教えてください。**

A 7 次のとおり予定しております。

平成29年6月28日	定時株主総会開催日
平成29年9月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成29年10月	株式割当通知の発送
平成29年11月	端数株式処分代金のお支払い

**Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A 8 特に必要な手続きはございません。

**Q9 株主優待制度はどうなりますか。**

A9 株主優待制度は、併合割合に応じて以下のとおり発行基準を変更しますが、実質的な変更はありません。

なお、当該基準は、平成30年3月31日を権利確定日とする株主優待（平成30年6月発送予定分）から適用いたします。

(1) 株主優待乗車証（年2回、権利確定日：3月31日・9月30日）

ご所有株式数				乗車証の種類・贈呈枚数	
現行		変更後			
3,000株以上	5,000株未満	600株以上	1,000株未満	電車線片道乗車証 〔普通乗車券方式〕	2枚
5,000株以上	10,000株未満	1,000株以上	2,000株未満		6枚
10,000株以上	15,000株未満	2,000株以上	3,000株未満		12枚
15,000株以上	20,000株未満	3,000株以上	4,000株未満		18枚
20,000株以上	25,000株未満	4,000株以上	5,000株未満		24枚
25,000株以上	30,000株未満	5,000株以上	6,000株未満		30枚
30,000株以上	35,000株未満	6,000株以上	7,000株未満		36枚
35,000株以上	40,000株未満	7,000株以上	8,000株未満		42枚
40,000株以上	100,000株未満	8,000株以上	20,000株未満	電車・名鉄バス全線乗車証 〔バス券方式〕	1枚
100,000株以上	500,000株未満	20,000株以上	100,000株未満		2枚
500,000株以上	1,000,000株未満	100,000株以上	200,000株未満		5枚
1,000,000株以上		200,000株以上			10枚

(2) 株主ご優待券（年1回、権利確定日：3月31日）

ご所有株式数	
現行	変更後
1,000株以上一律	200株以上一律

**【お問合せ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問合せください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間 平日9：00～17：00

以 上